

残された家族とその生活

——秋田県大森町の場合——



高橋重一

目次

- 1——出稼ぎと留守家族
- 2——わが町の留守家族対策
- 3——出稼ぎと妻や子どもたち
- 4——出稼ぎと老人
- 5——これからの出稼ぎ対策
- 6——受入側の地方行政に望むこと

東北農村の冬は暗く侘しい。雪に閉ざされた村の生活を、さらに侘しくしているのが出稼ぎである。秋のとり入れが終ると、村の男たちは農外収入を求めて、家族との別居生活に耐えなければならない。

旅だちの前夜、男たちは残額の少ない米代金の通帳をさびしげにみつめながら、しばし別れの晩酌もホロ苦く、出発の準備に忙殺される。

明ければ、野良着を洋服に着換えた男たちは、重いバックを提げ、冷たい北風に追われるように、わが家をとにする。

出稼ぎの男たちを見送る女と老人と子どもたち。いまではあきらめに、別れの涙さえ乾ききって、それが年中行事でもあるかのようにくり返されている。

「一国民はすべて健康にして文化的な、最低限度の生活を営む権利を有する」——憲法第25条にはこのように定められている。

夫と妻・親とその保護を要する子どもが、半年の間別れて生活しなければならないのが出稼ぎの現実であり、これがはたして、健康で文化的な生活といえるであろうか……。

夫は職場の飯場や寮で、留守をあずかる妻は雪国の寝屋で、人に語れぬ性の悶えにひとり懊悩する。ともに人間性否定の生活に耐えているのである。出稼ぎがマスコミの話題として、さかんに報道されたある年の冬、東京の某紙に取材協力を求められて、ある農家に案内したことがある。

某紙の記者は農家の若い主婦に「ご主人が出稼ぎにゆかれたあと、夜などはさびしくないんですか」と、暗に夫婦生活について質問した。若い主婦は、ポット頬を染めながら下をむいて「生活がかかっているから、そんなたしなつこと、なんでもねんすくないんです」と答えた。

なんでもないはずはない。このことを裏づけるのが、町内の小学校のK教諭のご協力を得ておこなったアンケートにあらわれている。「父さんが出稼ぎにゆくと、母さんの気げんが悪くなる」「父さんがいなくなると、母さんがよく叱る」との答えがもっとも多かったのである。

主人の安否、主人に代っての公的勤務、家族の世話や家事のすべて、残された主婦の負担はあまりにも大きい。「父さんがいなくなると、母さんがよく叱る」という子どもの目は、主婦の過労だけではなく「欲求不満」を正直にとらえたと言ったら言い過ぎであるだろうか。

出稼ぎ先の夫から送金がなく、生活に窮した妻が、牛を売ることを決意し、夫に相談の電報を打った。「カネナイベコウツテヨイカ」。翌朝、夫は出稼ぎ先から帰り、青い顔をして妻をなぐった。「俺だって事情もあったのだ。なんぼ送金しねえたって、それまで売ることはねーべ」と…。妻は怪訝な顔をして「なに言ってるのよ父さん。ゼニコ<お金>ねーからベコ<牛>売ってええかと言ったのが、そんなにえぐねえ<悪い>のか」と…。この電報は、郵便局のミスで「ベコ」の濁点が落されたということがわかって、ハッピーエンド。夫は自分が送金しないものだから、母ちゃんは女のだいじなものを売る決意をしたと早合点し、泡を食って飛んできたのである。農村の現実として笑うに笑えない笑い話のなかに、出稼ぎがもたらすセックスの問題の深刻さがひそんでいる。夫が出稼ぎに出たあと、留守を守る嫁に舅が“ちょっかい”をだし、怒り狂った嫁の自殺の話、夫が出稼ぎから帰ったあと、誰も理由の知らないままに、嫁が離縁された話、舅の不信行為に抗議して、若夫婦が家を飛びだした話など、セックスにまつわる話題は少なくない。しかも問題が問題だけに、表面にあらわれないために、きわめて大きな難問題でもある。

農村から健康な男の姿が消えてしまう冬期間は、役場や農協の用事でも、出稼ぎ家庭の訪問には、よほど気を使わなければならない。話題のない農村では話に尾ヒレをつけて宣伝の材料になるからである。「どこそこの嫁っコはどこの父さんとなかがええそうだ」無責任な風評にも気をつかわなければならない、留守を守る主婦の気苦労は大きい。

2 ————— わが町の留守家族対策

1 > 出稼ぎ家庭相談員の設置

このような主婦たちの気苦労を、少しでも軽くしてあげたい。そうした考えから、わが町では、昭和43年から「出稼ぎ家庭相談員」15名を委嘱、ブロック別に配置した。

“女は女どうしで”という趣旨から、主婦たちの親しみやすい女性で、地域の農協婦人部役員、婦人民生委員、退職女教員などで、口の堅い人が相談員の必須条件である。

町単独事業のため、報酬は一シーズン3,000円ときわめて安い。お茶飲み話のついでに、お買物や所用の往き帰りに、なんとない話のなかから悩みごとをひきだすのは難しいことである。

小さな問題は相談員がアドバイスしてやり、大きい問題はそれぞれの機関で処理する。おもな問題は、①子どもの就職や進学②送金の問題③農協や役場の問題…などであり、ほとんど相談員が、手紙の代筆や電話で夫を呼び、解決をみている。

2 > 家庭指導員の設置

町では、出稼ぎ相談所に、女子の家庭指導員を設置し、家庭相談員との連絡、留守家族の訪問、その他、地域での集会に出席して、主婦たちの話相手をさせている。家庭指導員は役場の正職員として、生活改良普及員の資格をもつ、既婚の女性を

採用。家庭指導員は、町の保健婦による、血圧測定会にも出席し、生活指導をおこなっている。

3>家庭相談日の設定

わが町は昔から、毎月2・5・8の日を市日とし、いまに続いている。この日は、村の主婦たちが、生活用品や食料品の買物がてらに、役場の税金や年金保険料の納付などの用務をする日になっている。

出稼ぎ相談所では、この日を「留守家庭相談日」と定めて、家庭指導員や、福祉事務所の母子相談員の協力も得て、相談にあっているが、相談件数はあまり多くはない。相談内容は、家庭相談員の項で述べたものとほぼ同じである。

4>留守家族会の組織

町内を15ブロックに分けて、地域留守家族会を組織している。留守家族会には、2名の連絡員を置き、若い人と年よりの調和をはかるために、一人を若妻から、一人を中年婦人からとの選任基準により、人選は地域にまかせている。

留守家族会は、出稼ぎ者の就労期間中に3回、帰郷してから2回ひらいている。

就労期間中は部落座談会方式とし、会員全員が参加し、役場、農協、教育委員会も出席して話しあいをおこなっている。

出稼ぎ者が帰郷してからの集会は、おもに連絡員の研修会とし①出稼ぎ期間中の留守家族問題の反省とその対策②出稼ぎ者健康診断の受診率向上の対策③やさしい労働法の解説④留守を守る人たちの生活指導と家庭教育のあり方、などの研修をおこなっている。

このほかに、農協ごとに「婦人や老人の趣味の集い」、各種の講習会、親と子どものお楽しみ会など、私ども町行政としては、財政負担や、職員態制からして、これが限界ではないかと考えている。

3 ————— 出稼ぎと妻や子どもたち

人口9,000余りの町から1,000人以上の世帯主と後継者が半年にわたって、家族と別居し、非人間性に耐えながら働きつづける出稼ぎ。「なんとかしなければ」と、できるだけ対策を実行した。しかし本質的なものは、ひとつとして解決してはいない。そのように出稼ぎの問題は難しい要素もっているのである。

そこで留守をあずかる主婦たちは、どんなことを考えているかを知るために、昭和48年に、出稼ぎ相談所のおこなった「出稼ぎ留守家族アンケート」の結果をここに紹介しよう。

出稼ぎ留守家族アンケート <対象者 336人>

1>いちばん困ること

- ①役場や農協の用事 39.2%
- ②子どものしつけ 24.6%
- ③子どもの就職や進学のこと 13.8%
- ④近所のつきあい 5.2%
- ⑤その他 4.3%
- ⑥無回答 12.9%

2>子どもは父親のことを話すか

- ①いつも話す 42.8%
- ②あまり言わない 41.3%
- ③無関心だ 3.0%
- ④無回答 11.9%

3>父親に手紙をだくしているか

- ①ときどきだす 60.2%
- ②いつもだす 6.8%
- ③ださない 15.1%
- ④無回答 17.9%

4>職場から便りはあるか

- ①ある 91.0%
- ②ない 6.1%
- ③無回答 2.8%

5>電話連絡はあるか

- ①ある 75.0%
- ②ない 20.2%
- ③無回答 0.5%

6>ご主人は就労中に帰郷したか

- ①1回帰った 63.8%
- ②2回帰った 20.4%
- ③2回以上 7.4%
- ④無回答 8.4%

注>この場合1回帰ったというのは、正月帰郷もふくまれているので、実際には②③の数字が、問

いかけに対して概当する数字である。

7>出稼ぎ収入の使いみちは

- ①生活費 70.3% ②農機具購入費 8.1%
③教育費 9.2% ④貯蓄 6.3% ⑤その他 1.7% ⑥無回答 4.4%

8>いちばん心配なことは

- ①主人の健康と労働災害・交通事故 46.0%
②子どもや家族の健康 43.0% ③出稼ぎ者の事故を聞いたとき 12.0% ④火災のこと 10.0%
⑤屋根の雪下し 8.0%

注>1人で2つ以上回答した人もいる。

また、秋田県地域婦人団体連絡協議会がおこなった「婦人と出かせぎ」の調査によると、主婦の精神衛生についての調査結果の一部は、つぎのとおりである。〈調査対象者 3,600名、回収率 60%〉

- ①家計のことに気を使う 24% ②精神的負担が大きい 21% ③不安で神経が疲れる 15%
④相談相手がいない 10% ⑤無回答 28%

若妻の日記

出かせぎ……それは人知れぬ苦勞がある。忘れられない10月9日、まだ入学前の子どもが「なぜ父さんがでていくの」と言ってきかない……。成長ざかりの子どもたちに、このことを味あわせたくない。それが親心だ。毎日、まっ赤になった指を折りかぞえ、「いつ、とうさん帰ってくる…」と毎日おなじ会話がつつく。

——「出かせぎ者の若妻が綴る日記」から——

出稼ぎの父

しずかな夕食のとき

とう<父>なにしているべな—

妹がぼつり言った

みんなだまってしまった

とう、ゼニコ<お金>とるどて東京さいった

そとは吹雪が吹いている

とう、さびべな—<寒いだろう>

——小学生の文集から——

出稼ぎの留守を守る主婦の問題とともに、もうひとつの問題は、出稼ぎによって生じた老人夫婦だけの世帯と、単身老人世帯の問題である。

「Kさんとこの爺さんが妒ばたで死んでいる。医者に連絡して誰かすぐにきてくれ」

Y部落の民生委員Tさんの連絡をうけて、町の福祉係が、町立病院の医師と同道してK宅に向った。Kさん<72才>は、妒ばたに横たわってこと切れていた。医師の診断では死後まる1日以上は経過しているということであった。

Kさんは、山間部の零細農家であり、孫たちは学校をでて県外に就職、爺さんと息子夫婦が、家と田を守っていた。

「おら、まだだいじょうぶだ。冬は仕事もねえしおめえ<お前>らさええがったら、2人で稼ぎにえってもええ」という爺さんの言葉に、息子夫婦は、東京に出稼ぎに出たのである。

1人暮らしのKさんは、屋根の雪下し、炊事、洗濯と忙しかった。晩酌がたったひとつの慰さめであり、楽しみでもあったのであろう。そうした生活のなかで、脳溢血のために、誰に看とられること

表-1 出稼ぎ者の世帯上の地位 表-2 一世帯2名以上の出稼ぎ者

地 位	人 員	人員・形態	人数
世 帯 主	626	2 名	155
世 帯 主 の 妻	62		
準世帯主・農業後継者	427	3 名	28
上 記 の 妻	29	4 名	4
そ の 他	39	夫婦出稼ぎ組数	70
合 計	1,183	一家総出稼ぎ世帯数	13

もなく、72年の人生に終りを告げたのであった。Kさんのようなケースはほかにもあった。そしてこれからもでることが予想される。

ここに参考までに、わが大森町の「出稼ぎ者資料」

の一部を紹介する。

表1によれば家内総出稼ぎ世帯は13世帯、夫婦共出稼ぎは70組となっており、このなかに老夫婦世帯および、単身老人世帯があるものと考えられる。わが町では、この対策としてホームヘルパーの巡回、保健婦の健康相談訪問、家庭相談員や民生委員による「老人世帯の声かけ運動」を実施するほか、地域老人クラブによる、家庭訪問などをおこなっている。

表-3 出稼ぎ者の事故発生状況

事故名	年度								
	41	42	43	44	45	46	47	48	
作業事故死					1			1	1
交通事故死	1	1	1					1	1
病死	1	2		3	2			1	3
公傷	7	4	7	14	3	14	15		9
私傷	4	2	4				1	2	
疫病				8	2	8	15		21
事業所倒産	3		1			1			
賃金不払	6	3	2			2	1		2
宿舍火災									6
合計	22	12	15	25	8	26	35		42

5 ————— これからの出稼ぎ対策

いままでの出稼ぎ対策は、出稼ぎ者保護のための福祉対策に重点をおいてきた。このうち、おもな事業は下記のとおりである。

①東京相談所の開設〈毎年11月～4月まで〉

「東京・上野大曲仙北広域福祉センター内」

②互助会の見舞金給付

秋田県出稼ぎ互助会の給付対象外事故について見舞金を給付

③現地激励会〈ふるさと集会〉

東京・愛知両都県の出稼ぎ者と町出身者を対象に、物産即売・郷土芸能などで歓談し、情報を交換

④現地農業研究会

東京・横浜で都市近郊農業を視察し、学習会を開

いて農業の参考にする

⑤現地リーダー研修会と事業主懇談会

東京・横浜・埼玉〈戸田〉・浜松・名古屋で職場リーダーの研修と連絡会議を開くとともに、事業主を招き、安全就労懇談会を開く

⑥出稼ぎ者健康診断の実施〈就労前と就労後〉

以上がいままでの対策の主なものである。

そこで、今後の出稼ぎ対策の基本方針としては、これまでの出稼ぎ対策の反省にたって、①行政の責任②事業主の責任③就労者の責任、というように、責任分野を明確にした対策を講じるとともに「1人でも多く、1日も早く脱出稼ぎ」を促進するための地域開発計画を積極的に進めている。

こうした責任分野を明確化することの背景には、つぎのような問題が考えられるからである。

ひとつには、出稼ぎ者の健康診断に多額の町費を計上し、あらゆる方策を講じて、受診率の向上に努めても、受診率はあがらないという反面、疾病や病死が年々増えているといった事実や、また労働紛争についてみても、部落座談会を開いて職場の選択や労働知識の昂揚に努めているが、高賃金の甘言に釣られて就労する縁故就労に多くおこっているといった問題である。

自分の健康は自分で守り、労働意識の問題も、労働者の自覚が必要であるとの考えから、責任分野の明確化をとりあげたのである。

出稼ぎ者の責任

1〉家庭の責任者であることの自覚

就労前に家族との対話により、就労の目的、職場の内容、家庭の通信、送金を守る。

2〉健康診断の受診

自分の体は自分で守り、健康診断を受診し、自己の健康管理に努める。

3〉就労条件の確認

職場の条件を確認、賃金、稼働日数などを他人まかせにしない。

4>安全就労の徹底

職場の安全規則を守り、安全就労に徹し、災害から自分を守る。

事業所の責任

1>契約条項の遵守

職業安定所に提示した、求人条件や労働法上の規定を守る。

2>安全就労の徹底

職場の安全管理を徹底する。万一労働災害の発生したときには、「ただちに事故処理の万全を期す。

3>厚生施設の整備

労働のエネルギー源である「食」「住」は労働法上に定められた基準を守る。とくに出稼ぎ者は家族と別れている特殊事情を考え「娯楽設備」「家庭との交信」「郷里の情報<郷土の新聞購読>」に努め、就労年限に応じて有給休暇制度を設け、家族との接触に努める。

4>留守家族への配慮

「職場便り」などにより、職場の状況を家族に知らせる。

行政の責任

1>優良職場の選択

職業安定所と就労者とのパイプ役となり、優良職場を選び、現場を調査して、就労者に情報を提供し、職場開拓に努める。

2>技能の習得

技能講習会などにより、技能を習得させ、有利な就労を促進し、転職希望者を有利にする。

3>健康診断の実施

就労前、就労後に健康診断を実施して、出稼ぎ者の健康管理に努め、就労後は事業所に健康管理に万全を期するように指導する。

4>相談活動の実施

現地相談所を開設して、職場の巡回調査、苦情相談、労働紛争の処理、事故処理に万全を期する。

5>留守家族対策の実施

出稼ぎ家庭相談員、留守家族会、地区民生<児童>委員の連絡を密にして、留守家族対策の万全を期する。

6>共済制度の実施

出稼ぎ者が病気や労働災害、交通事故などの場合は、ただちに問題の解決に努めるとともに、共済制度の適用を迅速に進め、出稼ぎ者と家族の生活を守る。

以上、出稼ぎの現状とわが町で実施してきた対策事業の一端、および今後の方針を述べてみた。出稼ぎは無くしたい。出稼ぎ者自身も、留守家族も私ども地方行政をあずかる者も、みんながそう考えている。

わが町も、出稼ぎ者保護の福祉対策から、出稼ぎ解消対策に施策の方向を転換するために、農業開発による対応や転職、転業希望者の対応策としての工場誘致などを進めているが、根本的な出稼ぎ解消は、きわめて至難であることを痛感している。

6———受入側の地方行政に望むこと

出稼ぎ対策の行政を担当して延8年、出稼ぎ者の心の友として職場を訪ね、飯場で夕食をともにしながらの語りあいのなかですごしてきた。そして留守を守る家族に出稼ぎ者の近況を伝へ「何か困ることはないか」と問うと、「いちばん困ることはあれだけ」と暗に人間として、女としての苦悩を訴える。ある部落の座談会では「なにもしてくれなくてもいい、せめて月に1度でいいから、夫を家庭に帰してほしい」という切実な訴えもあった。

町役場という地方行政機関に勤める身で、零細企業から大企業まで、その実体や考え方の一端に触れることの機会に恵まれたことは、私にとって貴重な体験であった。

緑の自然のなかで、清らかな空気を吸いながら、のんびり育ってきた農民たち。家族との別離に耐えながら、農外収入を求めて、ただ黙々と働らく人たちを守るためには、自分はあまりにも非力であることを覚った。

農業と工業との異質の業種に、1年を二分して生活する出稼ぎ者を守るためには、季節労働力需要地の行政機関と、供給地の行政機関が、連携を密にしなければならないことを、川崎市の建設現場におこった紛争のときに痛感した。

そこで、労働力供給地の行政機関から、需要地の行政機関に望むことの私考を述べ、ご協力をねがうものである。

1>行事開催時の会場借入について

出稼ぎ者が就労している期間中に、町としてつぎの事業を現地で実施した。

- ①職場リーダー連絡会議<各都府県ごと>
- ②事業主と職場リーダーの合同懇談会<同上>
- ③農業者研修会<長期は1事業所単位で10回・短期はブロックごとに1~2回>
- ④ふるさと集会<関東・中京地区ごと1回・出稼ぎ者と郷土出身者の交流集会>
- ⑤労働安全集会<各都府県ごと、各職場の安全管理者と出稼ぎ者の安全委員の話し合い>

このような行事の開催でいちばん頭を痛めることは会場の問題である。とくに出稼ぎ者の集会は、ほとんど事業所の休日に行なうために、公共施設は借りることができない。有料の施設はいくらでもあるが、小さな町の財政負担には限度があるので、このような集會に営業的施設を借りることはできない。

ひとつの職場だけならば、事業所の施設を借りてもよいが、以上の行事はほとんど多くの事業所が対象となるので、特定の事業所に負担をかけることは好ましいことではない。

このために、需要地の公共施設を利用できる方法

を講じていただくとともに、会場の斡旋を考えていただきたい。勿論、供給地側としても、需要地の一方的な協力<負担>に甘えようとは考えていない。

2>行事の共催者になってもらいたい

出稼ぎ者を対象とした技能講習会や文化的行事を開催する際の共催者になっていただき、講師の斡旋、会場の設営などにご協力をいただけるならば供給側としては、たいへん有難いことである。

町を離れて、農閑期に開かれる町の文化行事や技能講習会に参加できない、出稼ぎ者にも平等の恩恵を享けさせることができるので、供給地側としての負担は当然のことである。

農業研修の場合なども、視察地の選定に一苦労である。このような行事のある場合に、事情が許すならば、供給県から需要地<この場合秋田県>の関係公共機関に勤める人なども出席させていただけるならば、行事効果も大きいものとする。そして、こうした行事を通しての交流は、都市と地方の行政の理解、またその場だけでなく、いろいろの面での交流に役だつものとする。

3>健康診断に対する公的医療機関の協力

製造業の事業所は、ほとんど医療設備を整備しているが、建設業の現場宿舎<飯場>や零細企業の健康管理は全くなっていない。

健康を守ることについては、出稼ぎ者の意識の問題も大きいですが、健康管理に恵まれない職場に働らく人たちのために、なんとかこのような便宜をはかっていただけたら…との考えをのべてみた次第である。

以上のことが、私の2年にわたる東京駐在と、延8年間にわたる出稼ぎ対策行政のなかで、つねに考えたことの一端である。

このほかに、もうひとつ、わがままを言うならば需要地の市・区役所・町・村役場に、季節労働者その人ではなく、行政機関の相互の窓口がほしい

ものだと考えている。

季節労働者は、納税の義務を負う住民ではないので、その対策に過分のことを求めることは、供給地側のわがままな望みであることは、じゅうぶんに承知している。しかしながら、主として東北の農村から、六大都市とその周辺に働らく出稼ぎ者の問題は「人間」として、あまりにも大きな問題であるために、ここに私見の一端をのべて、ご批判をおおぎたい。

<秋田県大森町役場産業課長>